

第1回横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	令和2年12月23日（水）午前9時59分～午前11時10分
開催場所	旭区役所本館3階カンファレンスルーム
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長：相澤 一喜（旭区医師会代表） 委員：豊田 宗裕（聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授） 中野 文雄（旭区老人クラブ連合会会長） 中村 広子（旭区地域子育て支援拠点運営法人代表） 仁科 美奈江（めばえ会親の会代表） 馬場 正男（税理士） 真鍋 貴子（旭区社会福祉協議会ボランティア分科会会長） 峰松 雅子（旭区民生委員児童委員協議会会長）</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉保健センター：亀井センター長 福祉保健課：小河内課長、武島係長、小林、緒方</p>
欠席者	なし
開催形態	公開（一部非公開※）傍聴者：1名 ※議事2「地域ケアプラザの指定管理者の選定について」以降は非公開
会議内容	<p>1 あいさつ 旭福祉保健センター長よりあいさつ。</p> <p>2 委員紹介 事務局より選定委員の紹介。</p> <p>3 指定管理者選定委員会及び要綱について</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者選定委員会の概要・「横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」・「横浜市旭区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」について事務局より説明。 <p>議事1 委員会の公開・非公開について 審議のうえ委員会として次のとおり決定。 応募団体に対する公平性等を保つため次の審議事項は非公開とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1回選定委員会審議事項のすべて（※） ※公募要項の内容、選定基準、選定手続きの細目・第2回選定委員会審議事項のうち、 応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定 →応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は公開とする。

(以降、非公開)

議事2 地域ケアプラザの指定管理者の選定について

(1) 公募要項(案)について

事務局から案を説明し、審議のうえ案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目(採点表)について

- ・事務局案のとおり。
- ・項目7を除く各項目の採点は5段階評価(5・4・3・2・1)で行い、それぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
- ・項目7「前期の指定管理業務の実績」(1)前期の指定管理業務の実績については、配点を±10点とする。また、(2)職員配置状況については、0点または-5点とする。
- ・満点は300点とする。

イ 財務の評価について

- ・健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、全委員が同じ評点をつけるものとする。

ウ 最低制限基準について

- ・最低制限基準を配点合計の60%以上とする。

エ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱いについて

第2回選定委員会(面接・審査)を欠席した場合は、集計に含めないこととする。

オ 指定候補者及び次点候補者の決定について

総得点が最も高い団体を指定管理者の候補者に、総得点が2位の団体を指定管理者の次点候補者とする。

カ 同点1位の団体が複数発生した場合の審議の順番について

以下の順で指定管理者の候補者を選定する。

- ①委員長を含む出席委員による投票
- ②委員長を除く出席委員による投票

キ 応募内容変更・追加の禁止について

- ・応募関係書類については、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

ク 面接時のタイムスケジュールについて

- ・時間は、1団体あたり50分とする。
(プレゼンテーション15分、質疑応答20分、意見交換・採点15分)
- ・面接審査に先立ち、委員の意見交換の時間を設けることとする。

ケ 選定委員会の採点及び公表方法について

- ・各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行う。
- ・個々の委員の採点を、委員名を伏せたかたちでホームページに公表する。

コ 委員と応募団体との利害関係の確認について

より公平な審査を期するため、委員は「応募団体との利害関係に関する確認書」を提出することとする。

- ・委員本人との利害関係が確認された場合
→公募要項に規定する欠格事項に該当するため、応募団体を失格とする。
- ・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合
- ・委員が応募団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合
→当該委員を審査から除斥する。

[主な意見]

- ・応募団体が取組や事業について応募関係書類に記載する際には、地域の実情に即した具体的な記述を期待する。
- ・これまでの選定において、引き続き同じ団体からの応募があった際、「応募関係書類の記載内容が前回から変わっていない」との印象を受けることもあった。ぜひその都度地域の実情を考慮したうえで、取組への意気込み等を文章で表現してほしい。
- ・応募団体が課題を認識したうえでそれに対する取組をどのように想定しているか、これまでにどのように取り組みどのような効果があったか、何に力を入れているかなどが応募関係書類に記載されているとよい。

[主な質疑応答]

委員：応募団体から提出された応募関係書類の記載内容に不明な点がある場合、事務局に問い合わせればよいか。

事務局：応募関係書類の記載内容の不明点は、面接審査の際に応募団体に直接確認していただきたい。

委員：面接審査の質疑応答の際に、ほかの委員が質問するか、どんな質問を考えているかなどを予め共有できないか。

事務局：面接審査に先立ち、委員の意見交換の時間を設けることは可能。
→「ク 面接時のタイムスケジュール」のとおり、面接審査に先立ち委員の意見交換の時間を設けることとした。

(3) 第2回選定委員会の日程について

事務局から案を示し、審議のうえ次のとおり決定。

- ・令和3年5月12日（水）午前中に開催する。

以上